様式第1号

軽費老人ホーム椎ノ木荘 入居契約書

椎ノ木荘の施設長(以下「甲」という)は、入居者(以下「乙」という)及び身元保証人との間において、次のとおり契約をする。

(目的)

第1条 甲は、厚生労働省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱(軽費老人ホーム A型)(以下「国基準」という)」に基づき、乙が心身共に健康で明るい生活を送ることができるよう、この施設を利用させること、及びこの契約に定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し信義を守り、誠実にこの契約を履行することを約する。

(施設の管理運営)

第2条 甲は、国基準に定める職員、その他運営に必要な職員を配置して、乙の日常生活に必要な諸業務を処理すると共に、建物、付帯設備及び敷地内の維持管理を行うものとする。

(遵守義務)

第3条 乙は甲に対して誠意を持って、この契約に定める事項を履行すると共 に、甲が示す管理要綱、その他の諸規程、及び甲が当施設及び他入居者の安 全を保持するために指示する事項を遵守するものとする。

(管理規程)

第 4 条 この契約に付随して、甲が別に定める管理規程を、甲乙ともに遵守するものとする。

(施設の利用者及び利用制限)

- 第5条 乙は、第12条(甲の契約解除)又は第13条(乙の契約解除)に基づく契約 の解除がない限り、この契約の定めるところにより、専用居室(以下「居室」 という)及び甲が共用のために設置した設備(以下「共用設備」という)を利用 することができるものとする。
- 2 乙は、その居室を専ら乙の居室以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、居宅の清掃などの日常的な維持管理を行うものとする。

(各種サービス)

- 第6条 甲は乙に対し、以下のサービスを提供するものとする。
 - (1) 各種生活相談及び助言

- (2) 食事の提供
- (3)入浴準備
- (4) 災害、疾病等の緊急時の対応
- (5) 在宅サービス等に関する連絡等の対応
- (6) 適切な余暇活動、行事及び健康保持のための活動の実施
- (7)健康診断の実施(保健事業実施基準に定める基本健康診査項目+胸部 X 線)
- (8) 健康管理、疾病対策、保健衛生知識の普及・指導
- (9) その他、国基準に基づいて必要とされるサービス
- 2 前項各号のサービスの詳細については、甲において別途定めるものとする。

(利用料金等)

- 第7条 利用料金については、甲は国及び北九州市の定める基準に従って、生活費、事務費を合算した額を別途個別に算定して、乙に請求するものとする。
- 2 乙は、契約時及び翌年度以降年1回、乙の収入等に関する挙証資料を添付し、甲に対して収入申告を行い、甲はこれを審査し、これに基づき乙から 徴収する利用料金の額を決定すること。
- 3 その他自主的な趣味・娯楽、嗜好品に要する費用は、乙の負担とする。

(利用料金の納入)

第8条 乙は第7条(利用料金等)に基づく月額の利用料金等を、翌月末日迄に甲が指定する方法により支払うものとする。

(居室への立ち入り)

第9条 甲は、居室の安全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められる場合は、乙の承諾を得て、いつでも居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。但し、乙の健康、災害上の緊急の場合は乙の承諾を得ないで立ち入ることができる。

(原状回復)

第10条 乙は、乙の帰責事由により、目的施設及び備品を汚損、破損若しくは 滅失その他現状を変更した場合には、乙の選択に従い、直ちに自己の費用に より原状に復するか、又は甲が別に定める代価を支払うものとする。また乙 は、利用契約を解除して居室を明け渡すときは原状に回復しなければならな い。この場合、修理等を行う必要があるときは、その費用を負担するものと する。

(甲の賠償責任)

第11条 天災、事故その他不可抗力及び火災、盗難、あるいは外出中の不慮の事故により乙が受けた損害について、甲は一切の賠償責任を負わないものと

する。但し、甲の故意又は重大な過失によって乙に損害を与えた場合は、この限りでない。

(甲の契約解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、乙に対し1ヶ月間の 予告期間を置いて、この契約の解除を通告することができるものとする。
 - (1) 入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき。
 - (2) 利用料金を3ヶ月以上支払わないとき。
 - (3) 事務費の減額に当たって虚偽の届出を行った場合。
 - (4) 甲の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備の造作・模様替えを行い、 かつ原状回復を行わないとき。
 - (5) その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。
- 2 乙が病気療養、その他の理由により長期間(概ね3ヶ月以上)不在とする場合、又は不在が見込まれる場合は、甲、乙ならびに乙の身元保証人と協議の上、この契約を解除することができる。
- 3 乙は、前 2 項の規定により甲がその契約の解除を通告した場合には、その 予告期間満了後、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。
- 4 甲は、乙に対し第 1 項による契約の解除通告をするに先立って、必ず乙及び乙の身元保証人に弁明の機会を設けるものとする。
- 5 甲は、乙に対し、第 1 項による契約の解除通告に伴う予告期間中に、必ず 乙の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、乙及び身元保証 人その他関係者、関係機関と協議し、乙の移転先の確保につき協力するもの とする。

(乙の契約解除)

- 第13条 乙は、この契約を解除しようとするときは、7日以上の予告期間をもって甲が定める契約解除届を甲に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。
- 2 乙は、前項の契約解除日までに居宅を明け渡さなければならない。
- 3 乙が契約解除届を甲に提出しないで居宅を退去したときは、甲が乙の退去 の事実を知った翌日から起算して 7 日目をもって、この契約は解除されたも のとする。

(契約の終了)

- 第14条 この契約による契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいう。
 - (1) 乙が死亡したとき。
 - (2) 第12条(甲の契約解除)又は第13条(乙の契約解除)に基づき契約が解除 され、予告期間が終了したとき。

(財産の終了)

- 第15条 乙の死亡により契約が終了した場合、甲は乙の所有物を善良なる管理 者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置をさせるも のとする。
- 2 身元保証人は、前項の連絡を受けた場合、契約終了日の翌日から起算して 7 日以内にその所有物を引き取り、居室を甲に明け渡さなければならない。
- 3 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、乙の身元 保証人その他の継承人がその所有物を放棄したものとみなし、甲におい て適宜処分できるものとする。この場合、甲は身元保証人に対し、処分 に要した費用を請求できるものとする。
- 4 乙が第 12 条(甲の契約解除)第 3 項又は第 13 条(乙の契約解除)第 2 項により甲に対して乙の居宅を明け渡した後において、なお乙の残置所有物等がある場合には、前項を準用する。

(身元保証人)

- 第16条 乙は、入居に際し身元保証人を1名定めるものとする。
- 2 前項の身元引受人は、乙の契約不履行があった場合に、この契約から生じる一切の責務について連帯して履行の責を負うと共に、必要な場合は乙の身柄を引き取る責任を負う。
- 3 乙は、身元保証人の住所、氏名に変更のあったとき、及び死亡等によって変更するときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(誠意処理)

第 17 条 この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙相互に協議し、誠意を持って処理するものとする。

以上のとおり、甲、乙、身元保証人は記名捺印のうえ契約し、その証として 甲、乙、身元保証人は、本書各1通ずつを保有する。

平成 年 月 日

施設長	を (甲) 住所: 北九州市戸畑区椎ノ木町16	3番15号		
	氏名: 軽費老人ホーム 椎ノ木荘	施設長	中村勝信	印
入居者	f(乙) 住所:			
	氏名:			印
身元保	R証人 住所:			
	氏名:			印